

建築士事務所登録申請書類 記入上の注意事項及び添付書類

(建築士事務所登録申請等の受付は、(一社)広島県建築士事務所協会で行っています。)

令和5年6月

(一社) 広島県建築士事務所協会

※新規登録・更新登録の際の申請書類は、すべて2部（正・副）提出してください。

※押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（令和2年国交省令第98号）の施行に伴い、令和3年1月1日より建築士法施行規則で定める様式の一部について、押印・署名が廃止されました。

なお、会社の方針等により署名・押印をされても支障はありません。

※更新の登録を受けようとする場合は、**登録有効期間（5年間）満了の日の30日前まで**に登録申請書を提出してください（更新の手続きをしない場合は、登録抹消となります。）。（建築士法第23条、同法施行規則第18条）

※2部ずつ作成した書類は、下記にある順番で1部ずつ分けて揃え、正本1部・副本1部として提出してください。

※令和5年10月2日申請書受付分より適用します。

副本の返却方法を下記の方法とします。

ご希望の方法を『建築士事務所登録申請書 提出時チェックリスト』にご記入のうえ、申請書に添付してご提出ください。

- ① 協会窓口交付 登録完了後に電話連絡しますので、連絡日より1週間以内にお越しください（窓口受付時間9：00～12：00 13：00～16：00）。
- ② 郵送による返却 レターパック（ライトまたはプラス）を申請時に同封してください。
- ③ 宅配便着払いによる返却 返信用封筒等の同封は不要です。当協会指定業者による宅配便で料金受取人払いにて発送します。

ただし、以下の場合には③の方法で返却させていただきますのでご了承下さい。

- ・ チェックリストのご提出がない場合、あるいは返却方法が未記入の場合など、副本受け取りのご指定が確認できない場合。
- ・ 窓口交付希望で登録完了後の連絡日より1週間経過しても取りに来られない場合。
- ・ レターパック以外の返信用封筒を同封された場合。

§ 1 建築士事務所登録申請書について

1-1.（第一面）建築士事務所登録申請書（正・副各々1部ずつ作成）

（建築士法第23条の2、同法施行規則第20条・第五号書式）

（1）登録申請者氏名

- ・ 登録申請者が個人の場合は、氏名を記入してください。
- ・ 登録申請者が法人の場合は、その法人名、代表者の役名を氏名とともに記入してください。

※ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の添付が必要です。詳しくは§ 2. 2、3
をご覧ください。

(2) 建築士事務所の名称

- ・ 建築士事務所にふさわしい名称にしてください。
- ・ 二級建築士事務所を登録する場合、名称に「建築士」を使用する場合は、二級建築士を付し、一級建築士事務所とまぎらわしくないようにしてください。

〈例〉 個人の場合 ○○二級建築士事務所

法人の場合 株式会社○○工務店二級建築士事務所

- ・ 木造建築士事務所を登録する場合、名称に「建築士」を使用する場合は、木造建築士を付し、一級建築士事務所又は二級建築士事務所とまぎらわしくないようにしてください。

〈例〉 個人の場合 ○○木造建築士事務所

法人の場合 株式会社○○工務店木造建築士事務所

(3) 建築士事務所の所在地

- ・ 建築事務所を開設する場所の住所を記入してください。
- ・ 郵便番号及び電話番号も必ず記入してください。

(4) 登録申請者が法人であるときの名称及び法人の所在地について

- ・ 登記されている商号、所在地と必ず一致させてください。

(5) 建築士事務所を管理する建築士

- ・ 登録番号欄には、建築士免許登録番号を記入してください。
※ 管理建築士の建築士免許証又は免許証明書の写しの添付が必要です。
- ・ 管理建築士講習を修了した年月日・修了証番号を記入してください。
※ 管理建築士講習修了証の写しの添付が必要です。

(6) 現登録年月日及び登録番号

- ・ 建築士事務所の更新の登録を受けようとする場合にのみ記入してください。

(7) 登録申請手数料

- ・ 登録申請手数料の納付方法は、窓口での現金払い、又は銀行振込とします。
- ・ 銀行振込をされる場合の振込先は次のとおりです（振込手数料はご負担ください）。
広島銀行八丁堀支店 普通預金 No. 1019274 （一社）広島県建築士事務所協会
- ・ 銀行振込によって登録申請手数料を納付される場合は、振込明細書の写しを手数料振込証明書（写）貼付台紙にはがれないように貼付してください。

○登録申請手数料額（平成27年6月25日現在）

一級 17,000円 ・ 二級 12,000円 ・ 木造 12,000円

1-2. (第二面) 所属建築士名簿 (2部作成)

(建築士法第23条の2、同法施行規則第20条・第五号書式)

- ・ 建築士の資格を有する登録申請者及び管理建築士を含め、建築士事務所の業務に従事する一級建築士、二級建築士及び木造建築士を記入してください。

- ・所属建築士が構造設計一級建築士・設備設計一級建築士である場合は、記入してください。
- ・欄内に記入できない場合は、別紙に記入し添付してください。

1-3. (第三面) 役員名簿 (2部作成)

(建築士法第23条の2、同法施行規則第20条・第五号書式)

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載のある、代表権及び業務を執行する権利を持つ役員について、全員を記入してください。

※建築士法第23条の2第3項において「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」の氏名を記入するよう定められています。

<記入が必要な役員例>

株式会社の場合：取締役(社外取締役を含む)、執行役

合名会社の場合：業務を執行する役員

一般社団法人及び一般財団法人の場合：理事

※法人の執行役員については、取締役、執行役に準ずる権限を与えられている場合にのみ、役員名簿に含めてください。

※支配人登記されている支店長等を法人の代表者とし登録を受ける場合は、その方も記入してください。(事務所登録を届け出ている支店以外の支配人の記入は不要です。)

※「監査役」については、業務執行権を有さないために記入は不要となります。

※記載内容は登記事項と合致させてください。

※社内肩書きでの会長・社長・専務・常務などの記入はしないでください。

※役員の氏名・ふりがな・性別・役名・生年月日を必ず記入してください。(性別・生年月日の年号は該当項目の□へ✓を入れてください。)

2. 業務概要書 (2部作成)

(建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第1項・第20条・第六号書式添付書類(イ))

(1) 新規登録の場合

- ・白紙のまま添付してください。ただし、更新時期を失したため新規登録となった場合は、旧登録期間内の業務について、更新登録の場合にならない記入してください。

(2) 更新登録の場合

- ・現登録期間内の業務について主なものを最近のものから1枚に収まるよう順次記入してください。
- ・該当する業務実績がなかった場合は、「該当なし」と記入してください。
- ・構造及び規模欄には、構造別・階数・延べ面積を、業務内容欄には設計・工事監理等を明確に記入してください。
- ・期間欄は年月日で記入してください。

3. 略歴書 (登録申請者・管理建築士 各々2部ずつを作成)

(建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第2項・第20条・第六号書式添付書類(ロ))

- ・登録申請者(法人である場合は代表者)と管理建築士、両者の略歴書が必要です。
- ・登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、管理建築士としての略歴書を省略することができ

ます。

- ・氏名欄には、法人の代表者又は管理建築士の氏名を記入してください。
- ・学歴欄には、最終学歴（学校名及び学科名まで）を記入してください。
- ・職歴欄には、最終学歴から登録申請時（新規・更新とも）までの職歴を、最近のものからすべて記入してください。
- ・他の専任技術者等になっている場合は、その旨を記入してください。
- ・どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間のないように記入してください。

4. 誓約書（2部作成）

（建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第4項・第20条・第六号書式添付書類(ハ)）

- ・登録申請者が建築士法第23条の4の規定による登録拒否要件に該当しないことを誓約する書類です。
 - ・法人の場合、役員全員が登録拒否要件に該当していないことが登録の条件となりますので、記入にあたっては注意してください。
 - ・登録申請者が法人の場合の登録申請者氏名は、法人名、代表者の役名及び氏名を記入してください。
- ※ 役員全員が登録拒否要件に該当していない旨を法人代表者が誓約しますので、役員全員が個別に作成する必要はありません。

5. 管理建築士の専任に関する誓約書（2部作成）（広島県建築士事務所指導要綱第5条第1項）

- ・登録申請者と管理建築士が同一人である場合は必要ありません。ただし、登録申請者は法人で、その代表者が管理建築士を兼ねる場合は作成してください。
- ・「管理建築士の専任性について」を確認の上、誓約書に管理建築士の方が記入してください。
- ・住所は自宅の住所を記入してください（建築士事務所の住所ではありません。）。

管理建築士の専任性について

- ・建築士法第24条第1項において、「専任」であるということは、建築士事務所が業務を行っている間は、原則として建築士事務所に常勤し、専ら建築士事務所を管理する必要があり、開設者に使用される管理建築士の場合、開設者との間に継続的な雇用関係を有し、休日その他勤務しない日を除き、通常の勤務時間中は、その建築士事務所に勤務し得るものでなければならないものと解釈されています。
- ・他の建築士事務所の管理建築士を、当該建築士事務所の所属建築士としてはなりません。
- ・出向の場合は、出向協定書、出向証明書又は出向辞令が必要となります。

6. 建築士事務所の付近見取り図（2部作成）（広島県建築士事務所指導要綱第5条第4項）

- ・建築士事務所の所在地を、地名及びわかりやすい建築物等と併記して、案内図の形式で作成してください。

- ・住宅地図等の貼付でもかまいませんが、所在地がわかるようにしておいてください。

7. 建築士事務所の内部及び外部の写真（正本のみ1部）（広島県建築士事務所指導要綱第5条第3項）

- ・内部 － 「製図台又はCADを使用するパソコン」が写った室内写真
- ・外部 － 新規の場合：規定の標識を掲げる予定の場所を写したもの
更新の場合：標識の文字がはっきり見えるように写したものと、どこに掲示しているのかがわかるもの

建築士事務所の標識の掲示について（建築士法第24条の5、同法施行規則第22条）

建築士事務所の開設者には、公衆の見やすい場所に標識を掲示することが建築士法により義務づけられています。“公衆の見やすい場所”とは、建築士事務所に業務を依頼しようとする者などが自由に入出りできる場所から見える位置をさします（事務室内よりも事務所の玄関などの方が適当です。）。この標識により、公衆は登録の有無、登録番号を知ることができます。

なお、様式については建築士法施行規則で定められています。

〈 標識記載例 〉

開設者が法人で一級建築士事務所の場合の例

(名称が「広島建設株式会社一級建築士事務所」の場合)

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 広島建設株式会社一級建築士事務所 | |
| 登 録 | 一級建築士事務所 広島県知事登録××(1)第.....号 |
| 開 設 者 | 広島建設株式会社 代表取締役 広 島 太 郎 |
| 管理建築士 | 一級建築士 広 島 太 郎 |
| 登録の有効期間 | 令和●年●月●日から令和▲年▲月▲日まで |

↑ 25cm 以上 ↓

← 40cm 以上 →

開設者が個人で二級建築士事務所の場合の例

(名称が「広島太郎二級建築士事務所」の場合)

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 広島太郎二級建築士事務所 | |
| 登 録 | 二級建築士事務所 広島県知事登録××(2)第.....号 |
| 開 設 者 | 広 島 太 郎 |
| 管理建築士 | 二級建築士 広 島 太 郎 |
| 登録の有効期間 | 令和●年●月●日から令和▲年▲月▲日まで |

↑ 25cm 以上 ↓

← 40cm 以上 →

※ 登録番号について

広島県知事登録 × × (1) 第 号

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 登録(新規・更新)暦年の西暦末尾 ※ 更新ごとに変更 | 建築士事務所の種別 (1:一級、2:二級、木:木造) |
|-------------------------------|-------------------------------|

§ 2 添付書類について

1. 管理建築士の建築士免許証の写し（2部）（広島県建築士事務所指導要綱第5条第2項）
 - ・複写機で作成した建築士免許証又は免許証明書の写しを正・副それぞれに添付してください。

2. 管理建築士講習修了証の写し（建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証）（2部）（建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第3項）
 - ・複写機で作成した管理建築士講習修了証の写しを正・副それぞれに添付してください。

3. 定款（2部）（建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第5項）
 - (1) 登録申請者が法人の場合は、必ず添付してください。

 - (2) 定款は、原則事業内容として「建築物の設計及び工事監理」（これと同義の字句を含む。以下同じ。）が明記されているものでなければなりません（後記（3）の法人を除く。）ただし、次のア又はイの場合に、それぞれ示すところにしたがって誓約書等が提出されたときは、例外的に登録を受け付けることがあります。
 - ア 定款に、建築関係の事業を行う旨の規定があるが、「建築物の設計及び工事監理」が明記されていない場合 今後直近の機会（株主総会等）に定款を改正し、事業内容として「建築物の設計及び工事監理」を明記するという旨の誓約書を、登録申請者名で提出してください。
 - イ 定款に「建築物の設計」と「関連・付随する業務」は明記されているが、「工事監理」が明記されていない場合 「関連・付随する業務」の中に工事監理が含まれている旨の確認書を、登録申請者名で提出してください。

 - (3) 設計及び工事監理の業務を行うことを法令上禁止又は制限されている法人の場合は、定款に、次の4業務のうちの何を行うかが明記されていなければなりません。
 - ア 建築工事契約に関する事務
 - イ 建築工事の指導監督
 - ウ 建築物に関する調査又は鑑定
 - エ 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理

4. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内のもの）（原本・写し各1部）（建築士法第23条の2第6項、同法施行規則第19条第5項）
 - ・登録申請者が法人の場合は、必ず添付してください。
 - ・正本に原本、副本に写しを添付してください。